



2026年7月6日

各 位

会 社 名 Terra Drone 株式会社
代 表 者 代表取締役社長 徳重 徹
(コード番号 278A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取締役 関 鉄平
(TEL. 03 - 6419 - 7193)

第三者割当による第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付） 及び第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2026年6月15日開催の取締役会決議及び2026年6月19日付の取締役会決議に基づく、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を割当先とする第三者割当による第18回新株予約権乃至第22回新株予約権（以下それぞれを「第18回新株予約権」、「第19回新株予約権」、「第20回新株予約権」、「第21回新株予約権」、「第22回新株予約権」といいます。）の発行及び当社代表取締役社長である徳重 徹氏（以下、「徳重氏」といい、みずほ証券及び徳重氏を個別に又は総称して「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による第23回新株予約権乃至第27回新株予約権（以下それぞれを「第23回新株予約権」、「第24回新株予約権」、「第25回新株予約権」、「第26回新株予約権」、「第27回新株予約権」といい、第18回新株予約権乃至第27回新株予約権を個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日、予定通り本新株予約権の発行価額の総額（30,174,600円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細は、2026年6月15日付当社プレスリリース「第三者割当による第18回新株予約権乃至第22回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第23回新株予約権乃至第27回新株予約権の発行に関するお知らせ」及び2026年6月19日付当社プレスリリース「第三者割当による第18回新株予約権乃至第22回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第23回新株予約権乃至第27回新株予約権の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

本新株予約権の概要

(1)	割当日	2026年7月6日
(2)	新株予約権の総数	9,553個
(3)	新株予約権の発行価額	総額 30,174,600円 第18回新株予約権1個当たり 3,800円 第19回新株予約権1個当たり 3,300円

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

		<p>第 20 回新株予約権 1 個当たり 3,100 円</p> <p>第 21 回新株予約権 1 個当たり 2,700 円</p> <p>第 22 回新株予約権 1 個当たり 2,600 円</p> <p>第 23 回新株予約権 1 個当たり 3,000 円</p> <p>第 24 回新株予約権 1 個当たり 2,700 円</p> <p>第 25 回新株予約権 1 個当たり 2,600 円</p> <p>第 26 回新株予約権 1 個当たり 2,200 円</p> <p>第 27 回新株予約権 1 個当たり 2,100 円</p>
(4)	当該発行による潜在株式数	<p>潜在株式数：955,300 株（新株予約権 1 個につき 100 株）</p> <p>第 18 回新株予約権 213,300 株</p> <p>第 19 回新株予約権 213,300 株</p> <p>第 20 回新株予約権 213,300 株</p> <p>第 21 回新株予約権 213,300 株</p> <p>第 22 回新株予約権 94,800 株</p> <p>第 23 回新株予約権 2,500 株</p> <p>第 24 回新株予約権 1,800 株</p> <p>第 25 回新株予約権 1,300 株</p> <p>第 26 回新株予約権 1,000 株</p> <p>第 27 回新株予約権 700 株</p> <p>本新株予約権について、上限行使価額はありませぬ。第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の下限行使価額はそれぞれ、8,000 円、11,000 円、15,000 円、20,000 円、30,000 円です。第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権に係る下限行使価額（但し、下限行使価額は、下記「(6) 行使価額及びその修正条件」に記載のとおり修正される場合があります。）においても、第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権と併せた潜在株式数は 955,300 株です。</p> <p>第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権については行使価額修正条項が付されておらず、下限行使価額はありませぬ。</p>
(5)	資金調達額	14,567,152,600 円（差引手取概算額）（注）
(6)	行使価額及びその修正条件	<p>第 18 回新株予約権：</p> <p>当初の行使価額は、8,410 円とします。</p> <p>下限行使価額は、8,000 円とします。</p> <p>当社は、2026 年 7 月 7 日以降、当社取締役会の決議（以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。）により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができます。</p>

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

		<p>但し、修正後の下限行使価額は、4,050円（以下、「第18回新株予約権絶対下限行使価額」という。）を下回ることはできないものとします。</p> <p>修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日（当日を含まない。）の2取引日後の日以降適用されます。</p> <p>第19回新株予約権： 当初の行使価額は、11,000円とします。 下限行使価額は、11,000円とします。</p> <p>当社は、2026年7月7日以降、下限行使価額修正決議により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができます。</p> <p>但し、修正後の下限行使価額は、4,050円（以下、「第19回新株予約権絶対下限行使価額」という。）を下回ることはできないものとします。</p> <p>修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日（当日を含まない。）の2取引日後の日以降適用されます。</p> <p>第20回新株予約権： 当初の行使価額は、15,000円とします。 下限行使価額は、15,000円とします。</p> <p>当社は、2026年7月7日以降、下限行使価額修正決議により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができます。</p> <p>但し、修正後の下限行使価額は、7,500円（以下、「第20回新株予約権絶対下限行使価額」という。）を下回ることはできないものとします。</p> <p>修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日（当日を含まない。）の2取引日後の日以降適用されます。</p> <p>第21回新株予約権： 当初の行使価額は、20,000円とします。 下限行使価額は、20,000円とします。</p> <p>当社は、2026年7月7日以降、下限行使価額修正決議により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができます。</p> <p>但し、修正後の下限行使価額は10,000円（以下、「第21回新株予約権絶対下限行使価額」という。）を下回ることはできないものとします。</p> <p>修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日（当日を含まない。）の2取引日後の日以降適用されます。</p> <p>第22回新株予約権：</p>
--	--	--

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

		<p>当初の行使価額は、30,000 円とします。</p> <p>下限行使価額は、30,000 円とします。</p> <p>当社は、2026 年 7 月 7 日以降、下限行使価額修正決議により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができます。</p> <p>但し、修正後の下限行使価額は 15,000 円（以下、「第 22 回新株予約権絶対下限行使価額」といい、第 18 回新株予約権絶対下限行使価額乃至第 22 回新株予約権絶対下限行使価額を、個別に又は総称して「絶対下限行使価額」という。）を下回ることとはできないものとします。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日（当日を含まない。）の 2 取引日後の日以降適用されます。</p> <p>当社取締役会は、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の行使期間中はいつでも、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の任意の回号の新株予約権について、各新株予約権の修正後の下限行使価額が各々の絶対下限行使価額を下回らない範囲で、任意の行使価額に修正することを決議することができます。</p> <p>当社は、本新株予約権の下限行使価額の修正を決議するに際して、当該修正が行われる時点における当社の喫緊の資金需要等の事情（防衛事業に関して大型受注発生時等の喫緊の体制拡充が必要になった場合や、当社が現在想定していない規模の潜在的な M&A 案件が生じ、当社の企業価値向上のために一定規模の資金が急遽必要となる場合等）を考慮した上で、同時に任意の回号（複数回号の場合も含む。）の行使価額を修正する必要性について判断する予定です。</p> <p>当社は、第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の下限行使価額の修正を決議した場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。</p> <p>第 23 回新株予約権： 当初の行使価額は、8,410 円とします。</p> <p>第 24 回新株予約権： 当初の行使価額は、11,000 円とします。</p> <p>第 25 回新株予約権：</p>
--	--	--

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

		<p>当初の行使価額は、15,000 円とします。</p> <p>第 26 回新株予約権： 当初の行使価額は、20,000 円とします。</p> <p>第 27 回新株予約権： 当初の行使価額は、30,000 円とします。</p> <p>第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の行使価額は、行使請求を行った回号の本新株予約権につき、各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とします。）の 95%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p> <p>なお、第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権については行使価額修正条項が付されておらず、下限行使価額はありません。</p>
(7)	募集又は割当方法(割当先)	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。</p> <p>第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権 みずほ証券</p> <p>第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権 徳重氏</p>
(8)	その他	<p>当社は、割当先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に、本新株予約権に係る第三者割当て契約を締結いたしました（以下、みずほ証券との間で締結する第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権に係る第三者割当て契約を「本割当契約（みずほ証券）」といい、徳重氏との間で締結する第 23 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権に係る第三者割当て契約を「本割当契約（徳重氏）」といい、「本割当契約（みずほ証券）」及び「本割当契約（徳重氏）」を合わせて「本割当契約」と総称します。）。①本割当契約（みずほ証券）において、当社は、割当先が本新株予約権を行使することができない期間を何度でも指定することができること、及び②本割当契約において、割当先は、本新株予約権について、当社取締役会による承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に譲渡することができないこと等が定められています。</p>

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。第 18 回新株予約権乃至第 22 回新株予約権の行使価額が修正又は本新株予約権の行使価額が調整された場合には、実際の資金調

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

達の額は行使価額の水準により増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。